

佐賀県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

平成26年2月18日

佐賀県後期高齢者医療広域連合

監査委員 松尾隼雄

監査委員 牟田勝浩

佐 広 監 第 3 7 号
平成26年2月18日

佐賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 横 尾 俊 彦 様

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会
議 長 平 原 嘉 徳 様

佐賀県後期高齢者医療広域連合
監査委員 松 尾 隼 雄
監査委員 牟 田 勝 浩

平成25年度佐賀県後期高齢者医療広域連合定期監査の結果について

地方自治法第292条において準用する同法第199条第4項の規定に基づき
平成25年度佐賀県後期高齢者医療広域連合定期監査を実施しましたので、同条第
9項の規定により、その結果について、別紙のとおり提出します。

平成25年度佐賀県後期高齢者医療広域連合定期監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定による監査）

2 監査期日

平成26年1月21日～2月12日

3 監査の対象

平成24年12月1日から平成25年11月30日までに執行された事務

4 監査の方法

事前に各所管へ関係資料の提出を求め、提出された事務事業の執行管理に関する監査資料、関係諸帳簿等を照合する書面による監査を行うとともに、関係責任者に対する事情聴取を実施した。

5 監査の内容

佐賀県後期高齢者医療広域連合の予算の執行、収入事務、支出事務、契約事務、現金出納事務及び財産管理事務等の執行状況について監査した結果、法令等に準拠し、目的に従って概ね適正に執行されているものと認められた。

なお、監査の際に見受けられた事務上の事項については、改善を指示した。